

神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例施行規則

平成 14 年 3 月 12 日

規則第 23 号

改正 平成 17 年 3 月 11 日規則第 30 号

神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例施行規則をここに公布する。
神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例施行規則

(事務の委任)

第 1 条 [神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例](#) (平成 13 年神奈川県条例第 64 号。以下「条例」という。) に基づく次に掲げる事務は、土木事務所長及び治水事務所長に委任する。

- (1) [条例第 4 条第 1 項](#)の規定により、保管場所の届出を受理すること。
- (2) [条例第 5 条第 1 項](#)の規定により、保管場所の変更等の届出を受理すること。
- (3) [条例第 6 条](#)の規定により、保管の廃止の届出を受理すること。
- (4) [条例第 8 条](#)の規定により、報告又は資料の提出を求めること。
- (5) [条例第 9 条](#)の規定により、指導を行うこと。

(保管場所の届出)

第 2 条 [条例第 4 条第 1 項](#)の規定による届出は、プレジャーボート保管場所届出書 ([第 1 号様式](#)) により行うものとする。

- 2 [条例第 4 条第 2 項](#)第 4 号の規則で定めるやむを得ない理由は、次の各号に掲げる理由とする。
- (1) 国又は地方公共団体の要請に基づく用務のために保管する必要があること。
 - (2) 航行中におけるプレジャーボートの故障により一時的に保管する必要があること。
 - (3) その他知事が公益上必要と認めること。

3 [条例第 4 条第 3 項](#)の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 自己の所有する土地以外の場所に保管する場合には、契約書、許可書その他の保管場所を使用する権原を証する書類の写し
- (2) 自己の所有する土地に保管する場合には、当該土地の登記事項証明書その他の自己の所有する土地であることを証する書類
- (3) 港湾、漁港、マリーナ等にあるプレジャーボートを係留し、又は置くための施設 (以下「マリーナ等のバース」という。) 以外の場所に保管する場合には、保管場所の位置図及び写真

(4) プレジャーボートの所有者以外の者にあつては、当該プレジャーボートを使用する権原を有することを証する書類の写し

一部改正〔平成17年規則30号〕

(保管場所の変更届出等)

第3条 [条例第5条第1項](#)の規定による届出は、プレジャーボート保管場所等変更届出書 ([第2号様式](#)) により行うものとする。

2 [条例第4条第1項](#)第2号に掲げる事項に変更があつた場合には、前項に規定する届出書には、前条第3項第1号から第3号までに掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

(保管の廃止届出)

第4条 [条例第6条](#)の規定による届出は、プレジャーボート保管廃止届出書 ([第3号様式](#)) により行うものとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月11日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係） （用紙 日本工業規格 A4 縦長型）

※届出受理番号

プレジャーボート保管場所届出書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

届出者	住所 (法人にあっては、事務所の所在地)	
	フリガナ氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	
	所有権の有無等	<input type="checkbox"/> 有 (所有した日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無

神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

保管場所	所在地	
	位置	<input type="checkbox"/> マリーナ等 (名称:) <input type="checkbox"/> 自己の所有する土地 <input type="checkbox"/> その他 ()
船舶の種類		<input type="checkbox"/> モーターボート (<input type="checkbox"/> キャビン付き <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> ヨット <input type="checkbox"/> その他 ()
小型船舶の登録等に関する法律第8条の船舶番号又は船舶法第5条第2項の船舶国籍証明書の番号		
保管を開始した日		年 月 日

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 届出者が2人以上あるときは、適宜欄を設けて記載するか、又は別に記載した書類を添付してください。

第2号様式（第3条関係） （用紙 日本工業規格 A4 縦長型）

※変更届出受理番号	
-----------	--

プレジャーボート保管場所等変更届出書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

届 出 者	住 所 (法人にあっては、 事務所の所在地)	
	フリガナ 氏 名 (法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	
	電 話 番 号	

次のとおり届出事項を変更したので、神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例第5条第1項の規定により届け出ます。

届 出 受 理 番 号			
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
氏名又は名称、住所 又は事務所の所在地 及び電話番号並び に法人にあっては、そ の代表者の氏名			
保管場所	所在地		
	位 置	<input type="checkbox"/> マリーナ等 (名称:) <input type="checkbox"/> 自己の所有する土地 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> マリーナ等 (名称:) <input type="checkbox"/> 自己の所有する土地 <input type="checkbox"/> その他 ()

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 届出者が2人以上あるときは、適宜欄を設けて記載するか、又は別に記載した書類を添付してください。

第3号様式（第4条関係） （用紙 日本工業規格 A4 縦長型）

※届出受理番号	
---------	--

プレジャーボート保管廃止届出書

年 月 日

神奈川県 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

届出者	住所 (法人にあっては、 事務所の所在地)	
	フリガナ氏名 (法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	
	電話番号	

次のとおりプレジャーボートの県の区域内における保管を廃止したので、神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例第6条の規定により届け出ます。

届出受理番号	
廃止の年月日	年 月 日
廃止の理由	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 届出者が2人以上あるときは、適宜欄を設けて記載するか、又は別に記載した書類を添付してください。